



兵庫県弁護士会イメージキャラクター
「ヒマリオン」

発行：2014年8月

兵庫県弁護士会 弁護士業務委員会

〒650-0016 神戸市中央区橘通1-4-3

TEL：078-341-7061 FAX：078-351-6651

行政連携のお品書き



兵庫県弁護士会

<http://www.hyogoben.or.jp>

部門	細目	業務種別	具体的内容	対応委員会等	問合せ先				
※下記1～3の業務についてはこのリーフレットに明記されていない分野についても対応可能です。									
1	全分野・総務部門	共通	法律相談	自治体が主催する法律相談業務へ相談員として弁護士を派遣します。	総合法律センター運営委員会ほか	②分館			
2			弁護士推薦	各種審査会や第三者委員会など、行政に設置された機関の委員として、所管分野に精通した弁護士を推薦します。	弁護士推薦委員会ほか				
3			講師派遣	自治体が主催する研修会等（職員向け・市民向け）へ対象分野に精通した弁護士を講師として派遣します。	総合法律センター運営委員会ほか				
4	民事介入暴力 行政対象暴力	講師派遣	民事介入暴力対策に精通した弁護士を講演や研修会の講師として派遣します。	総合法律センター運営委員会及び民事介入暴力対策委員会	②分館				
5		相談員派遣	不当要求相談員等として、不当要求対策等に精通した弁護士を派遣・紹介するなどして、随時行政に対する不当要求対策等の相談に応じます。	民事介入暴力対策委員会					
6	福祉・社会参画部門	高齢者・障がい者への支援	法律相談	県下の社会福祉協議会より委託を受けて高齢者障がい者専門相談を実施しています。	高齢者・障害者総合支援センター運営委員会	②分館			
7			弁護士推薦	各市町の自立支援協議会に委員を派遣しています。					
8			講師派遣	高齢者、障がい者の権利保護・成年後見制度や介護事故、虐待などを研修テーマとして扱える弁護士を講師として派遣しています。市民後見人養成講座の講師も派遣しています。					
9			入院者向け相談	P SW協会と協働して、精神科病院や家族会への出張法律相談などを実施しています。					
10			行政担当者及び福祉職向け法律相談・助言	福祉関係者からの相談を弁護士が受けるものです。毎週木曜日の午後に、一般の方に加え、行政担当者及び福祉職の方からの電話相談を受け付けています。					
11			ケース検討会議へのアドバイザー・顧問の派遣	高齢者に対する虐待問題解決を図るために設置されたもので、弁護士・社会福祉士で構成されています。主として、検討会議への参加・高齢者虐待対応に関わる支援者への対応を行っています。					
12			触法障がい者支援	行政担当職員、福祉関係者への助言等を行っています。					
13			女性の権利セクハラDV問題性暴力被害	法律相談			自治体の実施する女性のための法律相談に弁護士を派遣します。DV相談の相談員として弁護士を派遣しています。	両性の平等に関する委員会	①本館
14				弁護士推薦			男女共同参画推進会議への委員推薦、行政機関の男女共同参画推進に関する政策決定に関して、諮問委員となる弁護士の派遣などを行っています。		
15				講師派遣			DV問題に関する研修やセクハラ防止研修へ講師を派遣します。		
16	協議会の実施	兵庫県女性家庭センターと毎年協議会を実施しています。							
17	学校教育 児童虐待 いじめ問題 子どもの権利擁護	弁護士推薦	いじめ事案に関する第三者委員会、兵庫県いじめ対策審議会、兵庫県教育委員会の教育相談窓口検討会や要保護児童対策地域協議会代表者会議などへ委員を派遣しています。	弁護士推薦委員会、子どもの権利委員会	②分館				
18		講師派遣（いじめ防止）	学校へ弁護士が赴き、いじめ予防授業を行います。	子どもの権利委員会					
19	市民相談	法律相談	※1と同様。	総合法律センター運営委員会	②分館				
20	市民サービス部門	法教育	講師派遣（法教育）	中学校・高校を対象として授業へ弁護士を講師として派遣します。裁判のしくみ、弁護士の役割及び法制度全般にわたる問題について、学校と協議の上でテーマを策定し、授業を行います。	法教育委員会	①本館			
21			講師派遣（憲法）	小学校・中学校・高校を対象として、授業へ弁護士を講師として派遣します。学校と協議の上で憲法に関するテーマ（憲法全般・基本的人権や憲法9条、平和問題など）に基づき弁護士が授業を行います。	憲法問題委員会				
22	その他	講師派遣（可視化）	刑事事件の捜査における取調べの現在の問題点と取調べの可視化実現に向けた取り組みをテーマとした弁護士による講座及び参加者との意見交換を実施します。	取調べの可視化実現本部	②分館				
23	多重債務者救済	法律相談	多重債務法律相談を開催する会場へ相談員として弁護士を派遣します。	総合法律センター運営委員会	①本館				
24	労働問題	法律相談/弁護士推薦/講師派遣等	協議会等へ精通した弁護士を派遣します。事業の実施に際して相談業務の委託を受けます。	労働と生活に関する委員会					

部門	細目	業務種別	具体的内容	対応委員会等	問合せ先	
25	市民サービス部門	貧困対策	生活困窮者の法律相談・自立支援等	協議会等へ精通した弁護士を派遣します。事業の実施に際して相談業務の委託を受けます。	労働と生活に関する委員会	①本館
26		自殺対策	法律相談	自殺対策事業として法律相談業務の委託を受けます。（精神保健福祉士と共同で休日夜間電話相談等を実施しています）		
27			講師派遣（協議会等）	協議会等へ精通した弁護士を派遣します。		
28		講師派遣（研修・シンポジウム）	研修やシンポジウムへ講師やパネリストとして弁護士を派遣します。			
29	消費者保護	法律相談/弁護士推薦/講師派遣等	協議会等へ精通した弁護士を派遣します。事業の実施に際して相談業務の委託を受けます。	消費者保護委員会	②分館	
30		講師派遣（職員向け）	消費者行政に従事する行政職員・消費生活相談員対象の研修において、各研修テーマの講師を派遣を派遣します。			
31		講師派遣（市民向け）	自治体が発行する消費者講座等に講師として精通した弁護士を派遣します。			
32		相談弁護士・顧問・アドバイザー派遣	消費生活相談窓口が受け付けた専門的知識を要する解決困難な相談について、名簿に基づき支援弁護士の紹介を行います。			
33	教材作成	一般市民を対象に行っている通信講座のテキストの原稿・解説の作成等をおこないます。	情報交換会・事例検討会等の実施、参加を通じて消費者問題の研究・研鑽に取り組んでいます。			
34		共同事例研究/情報・意見交換				
35	犯罪被害者支援	法律相談/弁護士推薦/講師派遣等	協議会等へ精通した弁護士を派遣します。事業の実施に際して相談業務の委託を受けます。	犯罪被害者支援委員会		
36	住まい	法律相談/弁護士推薦/講師派遣等	協議会等へ精通した弁護士を派遣します。事業の実施に際して相談業務の委託を受けます。	総合法律センター運営委員会		
37	公害・環境	委員派遣	協議会等へ精通した弁護士を派遣します。	公害対策・環境保全委員会		
38	遺言・相続	法律相談/講師派遣等	遺言や相続に関する相談業務の委託を受けます。市民講座やイベントに弁護士を講師として派遣します。	弁護士業務委員会	①本館	
39	中小企業支援	法律相談/講師派遣等	中小企業向けの法務・経営に関する法律相談や弁護士紹介業務の委託を受けます。コンプライアンス問題等、中小・零細事業者向けの講演会等に弁護士を講師として派遣します。			
40	避難者支援	原子力損害賠償	協議会等へ精通した弁護士を派遣します。事業の実施に際して相談業務の委託を受けます。	災害復興等支援委員会		
41		災害対策				
42		避難者支援				
43		まちづくり復興支援				

各業務の詳細については対応委員会の担当職員からご説明させていただきます。お気軽にご相談・お問合せください。（お問い合わせの際は行政連携のお品書きを見てご連絡をいただいた旨をお伝えください）

【①本館】
〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3
兵庫県弁護士会館
TEL:078-341-7061 FAX:078-351-6651

【②分館】
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー13階
兵庫県弁護士会分館
TEL:078-341-8227 FAX:078-341-1779

